



Power Alliance Tax Accountant Office
パワーアライアンス税理士法人
News

編集発行人
 パワーアライアンス税理士法人
 税理士 若杉 治
 〒151-0073
 東京都渋谷区笹塚3-37-1
 第1花井ビル2F
 TEL 03 (5365) 4744(代)
 FAX 03 (5365) 4745
 E-mail info@wakasugi.zei-mu.net

4月

(卯月) APRIL

29日・昭和の日 30日・振替休日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30

ワンポイント マイナンバー(共通番号) 制度

国民一人ひとりに付ける固有の番号。名寄せし、個人情報を確認することで、年金・医療・福祉や税等の行政分野で、社会保障給付や将来導入が予定される給付付税額控除等に対応します。関係法案が成立すれば、平成26年6月に個人・法人に番号を交付し、27年1月以降利用開始の予定です。

4月の税務と労務

- 国 税 / 3月分源泉所得税の納付 4月10日
- 国 税 / 2月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 5月1日
- 国 税 / 8月決算法人の中間申告 5月1日
- 国 税 / 5月、8月、11月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合) 5月1日
- 地方税 / 給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出 4月16日
- 地方税 / 固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付
4月中において市町村の条例で定める日
- 地方税 / 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
4月1日~4月20日
または最初の納期限のいずれか遅い日以後の日まで
- 地方税 / 軽自動車税の納付
4月中において市町村の条例で定める日
- 労 務 / 労働者死傷病報告(1月~3月分) 5月1日

非自発的失業者への 国保保険料軽減措置

退職後に医療保険制度に加入するには、任意継続被保険者となる方法（特定健康保険組合の加入員は、特例退職被保険者となる方法もあります）、被扶養者となる方法及び国民健康保険（以下「国保」という）の被保険者となる方法があります。

給付内容はほとんど変わりませんので、保険料の負担額を考慮して選択するのをもひとつの方法です。

平成二十二年四月から、倒産・解雇・雇止め等で職を失った者が安心して医療にかかれるよう、市区町村が運営する国民健康保険制度において、国民健康保険料を軽減する制度が実施されていますので利用するとよいでしょう。ただし、手続きが必要で

↓本制度の対象者

国保の保険料の軽減措置を受

けられる者は、国保の被保険者であつて、次のいずれにも該当することが要件です。

(1) 離職日時点で六五歳未満であること。

(2) 雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」として求職者給付（基本手当等）を受けること。

具体的には、雇用保険受給資格者証の離職理由が次頁表(1)のいずれかに該当していることです。なお、特例受給資格者及び高齢受給資格者は本制度の対象になりません。

特定受給資格者とは、倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者をいい、一方の特定理由離職者とは、離職者のうち特定受給資格者以外の者であつて、期間の定めのある労働契約期間が満了し、かつ、その労働契約の更新がないこと

（本人が更新を希望したにもかかわらず、その更新について合意が成立しなかった場合に限り）その他やむを得ないと認められる理由により離職した者と言えます。

↓軽減内容

国民健康保険料の算定・高額療養費等の所得区分を判定する際、失業者本人の前年給与所得を一〇〇分の三〇とみなして計算されます。年金、養老年金等その他の所得については通常どおりです。

たとえば、平成二十三年十二月三十一日に離職した場合は、次のように算定されます。

① 平成二十四年一月～三月までの保険料

平成二十二年中（一月一日～十二月三十一日まで）の給与所得（賞与を含む）で算定されます。

平成二十二年中の給与所得六〇〇万円、年金五〇万円とした場合の所得は二三〇万円となり、この金額に基づき保険料等が算定されます。

六〇〇万円×三〇%＋五〇万

円＝二三〇万円

② 平成二十四年四月以降の保険料

平成二十三年一月一日～十二月三十一日までの所得で算定されます。

↓軽減期間

軽減期間は、離職の翌日から翌年度末までです。ただし、就職して健康保険に加入するなど国保の資格を喪失したときはこの適用は終了となります。

翌々年度についても、所得がなければ保険料はかなり低くなります。

ちなみに、任意継続被保険者となった場合は、二八万円（協会けんぽの場合）を限度に、保険料率を掛けますので一月当たりの保険料額は三万円前後になります。

↓手続き

保険料の軽減措置を受けるには、住所地の市区町村に「雇用保険受給資格者証」を提示する必要があります。この受給資格者証の「12・離職理由」欄を確認後に保険料が軽減されますが、

受給者証が交付されるのは、離職後ハローワークに行き求職の申込みを行った後に開催される説明会（二週間前後の間で日時が指定されます）においてです。ので、すみやかに、国保に加入する手続きをしておくことと安心です。

加入手続きをしない間に、ケガや病気の治療を受けると、いったん病院等の窓口で医療費の全額を支払い、後日、療養費の申請をして、原則七割の医療費を償還払いしてもらおう手続きが必要になります。

その後、受給資格者証が交付された時点で保険料軽減の申請をすれば、さかのぼって軽減措置を受けられます。

手続きは、住所地の市区町村の担当窓口に、申請書（窓口においてあります）、国民健康保険証、雇用保険受給資格者証、源泉徴収票、認印を持参して行います。

市区町村により添付書類等が異なる場合がありますので、あらかじめ問い合わせたほうがよいでしょう。

■「雇用保険受給資格者証」の「12. 離職理由」一覧

(1) 本制度の対象となる離職理由

離職理由コード	離職理由
11	解雇（12.50以外。3年以上雇止め通知なし含む）
12	天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	特定雇止め（雇用期間3年以上雇止め通知あり）
22	特定雇止め（雇用期間3年未満更新明示あり）
23	特定理由期間満了（雇用期間3年未満更新明示なし）
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職（解雇、雇用調整、労働条件違い、賃金不払い・低下、基準・安衛法違反、不適配置転換、嫌がらせ、退職勧奨、休業、法令違反等）
32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
33	正当な理由のある自己都合退職（34以外）
34	正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間6カ月～12カ月未満）

(2) 本制度の対象とならない離職理由

離職理由コード	離職理由
24	期間満了
25	定年、移籍出向
40	正当な理由のない自己都合退職（受給資格決定にかかる離職）
45	正当な理由のない自己都合退職（40以外）
50	被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇（受給資格決定にかかる離職）
55	被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇（50以外）

基本手当の給付日数

雇用保険の基本手当（失業等給付）の所定給付日数は90日～330日とされ、離職日の年齢、被保険者であった期間、離職理由により下表のとおり定められています（身体障害者等の就職困難者を除く）。

なお、特定受給資格者・特定理由離職者（倒産・解雇・雇止め等により離職した者）のうち、以下の①～③のいずれかに該当す

る場合であって、再就職が困難であるとハローワークが認めた場合には、所定給付日数をすべて受け終わった後、給付日数を原則60日間延長して（個別延長給付）、再就職の支援を行っています。

- ① 受給資格にかかる離職日において45歳未満であること。
- ② 雇用機会が不足する地域として指定された地域に居住すること。
- ③ ハローワークが再就職支援を計画的に行う必要があると認めること。

(1) 自己都合退職者や定年退職者（全年齢共通）

被保険者であった期間	1～9年	10年～19年	20年以上
所定給付日数	90日	120日	150日

(2) 特定受給資格者及び特定理由離職者（就職困難者を除く）

	1年未満	1年～4年	5年～9年	10年～19年	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳～34歳		90日	180日	210日	240日
35歳～44歳				240日	270日
45歳～59歳		180日	240日	270日	330日
60歳～64歳		150日	180日	210日	240日

① ケガや病気になった患者が災害現場等から医療機関に緊急に移送されたときは、被保険者に移送費または家族移送費が支給されます。

② 急に移送された場合、患者の症状からみて、その医療機関の設備等では十分な診療ができないため、医師の指示により緊急に転院した場合、支給額は、最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用に基づき算定された額の範囲内でその実費が支給されます。

健康保険で支給される移送費・家族移送費

遺族（補償）年金前払一時金

労災保険には遺族（補償）年金をまとめて前払いする「遺族（補償）年金前払一時金制度」があります。

これは、工作中や通勤途中のケガや病気により一家の働き手（労働者）が死亡し、収入の途が途絶えたとき、一時的あるいは突発的な出費が生じる場合等に対応するために設けられている制度です。

一時金の額は、給付基礎日額の1000日分相当額を限度として、原則として200日分、400日分、600日分、800日分または1000日分のうち、受給権者（障害の状態にない55歳以上60歳未満の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹のいわゆる若年支給停止者も含む）が希望する額で、一回限り、原則として遺族（補償）年金の請求と同時にすることができます。

なお、一時金が支給されたときは、その額に達するまでの間、遺族（補償）年金は支給停止となります。